

議決権行使レポート

証券コード 6615

会社名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金の処分の件	○		
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件			
大年 浩太 氏	○		
高田 昭人 氏	○		
佐々木 卓夫 氏	○		
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件			
前原 修身 氏	○		
尾関 純 氏	○		
中村 克己 氏	○		

上記の推奨をした理由

1. 第1号議案に対して

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の経営環境の変化に対応した資本政策の実現を可能とするため、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えること、また別途積立金を全額取り崩して繰越利益剰余金を増加させることを予定している。詳細は以下である。

(1)減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 4,700,000,000 円

別途積立金 2,500,000,000 円

(2)増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 7,200,000,000 円

繰越利益剰余金は、会社における過年度の利益の積み重ねに、当期の利益（または損失）を加算した金額のことであり、下記の計算式にて求められる。

繰越利益剰余金 = (当期純利益 + 繰越利益 + 任意積立金の取り崩し額) - 期中配当額 - 配当に伴う利益準備金積立額

当社は2019年度に不適切な会計処理が発覚し、2021年に会社更生法や民事再生法（旧和議）、破産法などによる裁判所の法的な紛争解決の手續（法的整理）を使わずに、当事者間の話し合いで解決する手續である事業再生ADRが成立し、現在経営を立て直している。

繰越利益剰余金の欠損により、当社は株主に対する年間配当金を付与できずにおり、企業の財政面から考えて危機的状況である。このような繰越利益剰余金の欠損の背景としては、新型コロナウイルスという外部環境の影響もあるが、上で述べた不適切会計処理の問題により、第53期の当期純利益が大幅にマイナスであった影響が大きいと考えられる。下記に当社の主な財務指標の経年推移を示す。

【表1】2018～2022年度の当社の主な財務指標の経年推移

	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
営業利益(百万円)	1,942	-769	-5,188	857	1,498
親会社株主帰属当期純利益(百万円)	553	-2,243	-12,571	-97	1,570
1株当たり当期純利益(円)	34.39	-120.48	-651.55	-5.04	55.56
自己資本利益率(ROE)	4.0	-	-	-	7.8
その他資本剰余金(百万円)	4,410	5,973	5,973	5,973	5,973
別途積立金(百万円)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
繰越利益剰余金(百万円)	1,403	-3,723	-19,322	-8,811	-8,086

表1から考えて、第53期における当期純利益の大幅なマイナスをカバーできるほど業績が伸びていないため、結果として繰越利益剰余金の欠損に繋がったと考えられる。

当議案について考えると、別途積立金を全額繰越利益剰余金に振り替えることについては、別途積立金の使用用途を限定していない性質から考えて問題はない。

一方で、払込資本の一部であるその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることについては、一般的に望ましいことではない。しかし、会社法第452条で認められていることであるという点と、繰越利益剰余金の欠損を補填するためにはその他の方法がないという点も考慮に入れると、今後の経営環境の変化に対応した柔軟性と機動性のある資本政策の実現のためにはやむを得ないと判断し、賛成とする。

【参考】株主資本について

株主資本	資本金	登記簿に登記、会社の大きさを対外的に示す		
	資本剰余金	資本準備金	資本金の2分の1まで	
		その他の資本剰余金		
	利益剰余金	利益準備金	会社法による義務付け	
		その他の利益剰余金	任意積立金(別途積立金)	特定の利用目的の限定はない 取り崩す場合は株主総会の決議が必要
			繰越利益剰余金	
自己株式				

2. 第2号議案に対して

過度な政策保有の有無、社外取締役の比率の面で、ISS基準を満たしている。その一方で、過去5期の自己資本利益率(ROE)の推移や、取締役会に女性取締役が一人もない点は懸念点である。2019年度に不適切な会計処理問題が発覚した後、当社が再生5ヶ年計画に取り組んでいることを考慮に入れると、この時期での取締役の大幅な交代は賢明ではないと判断し、この3人の選任については賛成する。

3. 第3号議案に対して

監査役の3人は、ISS (Institutional Shareholder Services) の定める独立性基準を満たしており、前会計年度において取締役会と監査役会に全て出席している。また、コンプライアンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うなど、その職責を果たしている。

前原 修身氏は、長年にわたる企業経営の経験を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できる知見を有している。

尾関 純氏は、監査法人、会社社外取締役(監査等委員)での経歴で培われた経験及び公認会計士として、財務及び会計に関する知見を有している。

中村 克己氏は、民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知見を有している。

以上のように、各人が十分な経験と知見を兼ね備えているため、3人の選任については賛成である。

以上

■参考文献

有価証券報告書 <https://www.umc.co.jp/>

新・現代会計入門 伊藤邦雄 日本経済新聞出版

Wikipedia

<https://www.yayoi-kk.co.jp/kaikei/oyakudachi/kurikoshiriekijoyokin/>

<https://biz.moneyforward.com/accounting/basic/24199/>

Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf (issgovernance.com)